

令和6年度「応急手当普及員講習」の開催について



応急手当普及員とは、勤務先の従業員や地域の方などに、普通救命講習（成人への心肺蘇生法、AEDの使用法、止血方法などを学びます。）を指導する方のことをいいます。

皆さんの知識や技術で、「救命リレー」のスタートである応急手当を普及させてみませんか。

なお、応急手当普及員になるためには、当消防本部が開催する普及員講習会を受講して、認定を受けていただく必要があります。

講習日時：令和6年8月17日(土)、24日(土)、25日(日) の3回

いずれも午前9時から午後5時まで

※ 3回全ての受講が必要です。遅刻・早退・途中退出者には認定証が交付されません。

講習会場：白山野々市広域消防本部 3階白山ホール

（白山市三浦町255番地1）

受講対象：白山市、野々市市または川北町に在住、在勤または在学されている方

定 員：30名

申込方法：受講申請書に必要事項を記入し、白山市、野々市市または川北町の消防(分)署に提出してください。

※ 申請書は、白山野々市広域消防本部ホームページからダウンロードできます。

受付期限：令和6年8月5日（月）

※ 定員となり次第、受付を終了します。

テキスト：応急手当普及員テキスト（東京法令出版）

※ テキストは、受講者が事前に準備して持参してください。

そ の 他：一定の技能を習得された方に認定証を交付します。

※ 昼食は、各自で用意してください。昼休憩中の外出は可能です。

問合せ先：平日昼間：消防本部消防課 救急係（電話 076-276-9483）

平日夜間、土日祝祭日：松任消防署 救急係（電話 076-276-6119）